

カワシマ便り (第2号)



株式会社 カワシマ

株式会社 カワシマ

●〒101-0054 千代田区神田錦町2-2-11 長島ビル2F

tel. 03-5281-6353 fax. 03-5281-6923

●〒270-1154 我孫子市白山1-27-3

tel. 04-7183-2910 fax. 04-7185-0151

E-mail : info@ykawashima.co.jp

URL : http://www.ykawashima.co.jp

株式会社損害保険ジャパン/損保ジャパンひまわり生命株式会社

東京海上日動火災保険株式会社 アメリカンファミリー生命保険会社

カワシマです



気軽に「あれこれ」相談を

鶯の競う声に花は咲き誇り、木々は芽吹き、自然界の見事な移ろいに、やらねばならぬと・・・勇気付けられます。4月は学校も企業も、新入生を迎えてスタートの月でもあります。みなさまのお目に触れることを楽しみに「カワシマ便り」の第2号を発刊することになりました。

保険業界は、自由化以来、商品が複雑化・肥大化して販売され、それが昨年、保険金不払問題という大きな汚点となりました。保険に対する信頼が揺らいでいる中で、問題意識と危機感を持たなければならないと思います。

保険を取りまく近年の環境変化、銀行窓販の全面解禁、郵政民営化、他業種からの販売チャンネルの多様化により、保険会社間の競争が一段と激化し、業務・システム・品質の向上と、お客様への適切な情報提供、ニーズ合致の確認という改革が急ピッチでなされています。

弊社代理店としては「保険を選ぶ前に代理店を選ぶ」という言葉通り選ばれるため、さらなる質の向上と発展をめざし、お客様が日常生活を安心して過ごしていただくため、身近で顔が見え、保険の「あれこれ」を相談できる窓口として、「047183-2910 (アビコノバーサン ニクイワ)」と、声をかけられるよう、対応に心がけて参ります。

マーケットの環境から、職場訪問が難しい現状となっておりますのでお電話・メール等でもお気軽に声をおかけ下さい。なお住所・内容変更のある場合は速やかにご連絡お願いいたします。

法令順守(コンプライアンス)徹底の観点からも、保険証券、約款、ご案内しおり等、確実にお手元に届かなければなりませんので、ご協力をお願い申し上げます。

川島 幸子

この度の薬害肝炎被害者救済問題の結末は、釈然としない思いを残すものであった。国の責任を追及する感情的な被害者とこれを支援するマスコミ論調、政治問題化を狙う政党等の大合唱の中で、政治的決着と称する福田総理の決断がなされ、議員立法（超法規的立法措置？）により国は一律救済の責任を負うことになった。肝心の製薬会社、薬剤を処方した医師の責任は、等閑にされたままで、こんな風潮が定着すると、国が安全性等の規制を行う商品・サービスは他にも様々な分野に亘るから、その影響は計り知れない。殊に薬剤の場合には、新薬の製造承認が過度に慎重になり、新しい治療薬を求める難病患者が見捨てられることにならないかと懸念される。

欠陥商品（この場合は、非加熱製剤フィブリノゲン）により被害を受けた消費者（患者）はその商品を製造販売した事業者（製薬会社）の責任を追求することによって救済を受けることが基本のはずである。医師の治療に使われた場合には、医師の責任も加わるであろう。薬剤の効能、安全性等は製薬会社が第一義的に追うべきものであり、国が行っている薬事法に基づく薬剤の製造承認は、行政的な側面からのチェックであって、製薬会社の責任を何ら軽減するものではない。国が補償を行うとすれば、それは製薬会社の責任の肩代りであり、納税者に負担を転嫁するものである。製薬会社等の事業者は、商品による危害発生に全面的な責任を負い、その責任を果たすため製造物責任（PL）保険への付保等により備えておくのが筋であろう。

薬害被害者の方々は、たいへんお気の毒である。出産時等の処置に使用された薬剤によって思わぬ重篤な後遺症

を受けた上に、その救済を得るために訴訟等の長い戦いを余儀なくされた肉体的・精神的苦痛は察するに余りある。国の謝罪を求める気持ちも理解できる。国に責任があることは否定でないが、しかしその責任は謝罪と補償によって果たされるべきものではない。国の役割は、そうした万が一の危害発生に対して、被害者の負担を最小限にしつつ迅速かつ確実に救済できる制度・体制を整備することにあるはずである。現在、（独）医薬品医療機器総合機構による医薬品副作用被害救済制度等が設けられているものの、給付対象は治療費の自己負担分等に限定されている。

政府主導による制度の整備が望まれるが、国が補償責任を追及されるような現状では、重い腰を上げる熱意は期待しにくい。そこで、そのような消費者被害をカバーする民間の保険の仕組みが考えられないだろうか。一部の商品に限られているが、（財）製品安全協会のSGマーク制度の例がある。ここで提案しようとする保険は、広く一般の消費者を被保険者とし、薬害等の危害発生に対して迅速に保険金を支払って被害者を救済し、被害者に代わって責任企業に対して賠償請求を行うものである。保険会社は個人消費者とは異なり、情報収集と専門的知識の活用により組織的な力を発揮することができる。被害者救済のための保険としてうまく機能するのではなかろうか。

このように、商品・サービスの消費に伴って発生する危害のリスク負担を、事業者側、消費者側の双方で合理的に分散する保険制度が確立されれば、消費生活の質的向上ひいては経済の活性化に大いに寄与するのではないかと考える。

電車で遊ぼう ①ホリデー・パス 鈴木 厚正

ガソリンが値上がりし、地球温暖化も気にかかる。たまには電車で出かけませんか。渋滞はないし、眠くなればねればよい。まわりの鬨聲（ひんしゆく）を買わないでいどに一杯やるのもいいですよ。

この切符（ホリデー・パス）の有効日は、「土曜・休日および4月29日～5月5日・7月20日～8月31日・12月29日～1月3日の、いずれか1日間」乗り放題。1枚2300円。フリー区間は、東京を起点とした約70km圏内（図参照）。ぼくは、もっぱら日帰りハイキングに利用しています。

このきっぷは、自販機の「トクトクきっぷ」ボタンを押すと表示されます。これは東京近郊限定ですが、ほかの地域でも同じようなきっぷがあるはずですよ。

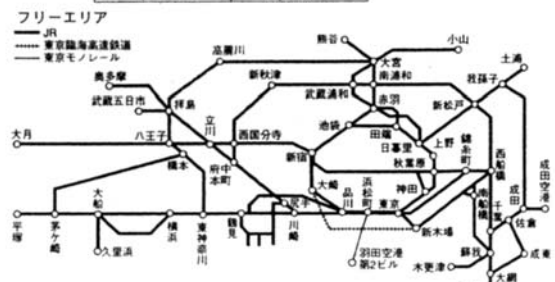
10年前、関東農政局を最後に退職。以後「猫の手クラブ」と称して、あちこち農・林業のお手伝いをしています。川島さんとは、同郷の仲。ミニコミ誌「雑報縄文」の大事な会員になってもらっています。

ホリデー・パス

土曜・休日及び4月29日～5月5日・7月20日～8月31日・12月29日～1月3日の期間のいずれか1日間に乗り放題のきっぷです。

普通列車 特急券別購入 東京臨海高速鉄道 東京モノレール

●ねだん	おとな	子ども
	2,300円	1,150円



- 東海道新幹線はご利用になれません。
- うりば…フリーエリア内のくJ日東日本の主な駅・びゅうプラザ及び東京モノレール羽田空港第1ビル駅・羽田空港第2ビル駅

古い波 新しい波

藤澤 七郎

名古屋国際女子マラソンは北京五輪の選考会を兼ねた最後の大会だった。出場選手もQちゃんをはじめ過去の栄光を引提げた有力選手がひしめく中、初マラソンの中村選手が見事に優勝。20代の若さが五輪切符を掴んだ。

大阪府は交代した新知事が、府の財政赤字をもって一般職員に「破産会社の従業員だから」云々と「社長就任挨拶」をはじめ、議会での軽率発言が議事録削除や謝罪など勇み足を連発。

東京都では、知事肝入りの新銀行東京が経営赤字に陥り、都議会に4百億円の追加増資を提案した。傍若無人の知事は責任を旧経営陣に転嫁して厳しい追及に神妙顔での弁明もたじたじながら凌いだ。可決した途端に掌を返した強気の発言。

国会では、年金問題から防衛次官の接待汚職、イージス艦の衝突事故など

各省の不始末・綻びが露呈した。加えて新年度予算をめぐってガソリン税の一般財源化を焦点とした与野党が攻防を展開。国交大臣の答弁は官僚のシナリオ朗読に終始し道路特定財源の根拠が揺らいだ。この結果、暫定税率の延期ができず4月からガソリンが値下げられた。今後、与党の3分の2条項による反撃が予想されている。さらに後期高齢者医療なる制度を導入した。厚労大臣は「天からお金が降ってくるわけではありませんから」と開き直り発言を繰り返している。しかし、道路特定財源の無駄遣いを放置したまま、75才以上の者に過酷な負担をかける制度の導入は国民世論は否定的だ。日本社会は戦後還暦を超え制度疲労したようなので国民本位の政治・行政の新しい波が求められているのでは…

保険の解説シリーズ（火災編）…②建物の簡易

簡易評価とは、保険の対象となる建物を評価するにあたって、他に合理的な方法が見当たらない場合に、目安として便宜的に使用するものです。

新価の算出（戸建て住宅）は、「建築年」・建築時の「建築価額」または「延床面積」から、建物の新価を算出します。

① 建築年・建築時における建築価額が分かっている場合

年次別指数法により簡易評価を行います。建築時の建築価格を基に物価変動による倍率を乗じて、現時点で建物を建て直した場合の建築価額を計算します。

建築時における建築価額×年次別指数＝新価



② 建築年・建築時における建築価額が不明の場合

新築費単価法により簡易評価を行います。都道府県別の平均的な新築費単価と延床面積から、現時点で建物を建て直した場合の建築価額を推定します。



新築費単価×延床面積×単価調整＋門・へい・簡易車庫等＝新価

新価の算出（マンションなど区分所有建物）は、建築年・分譲価額または占有面積から建物の新価を算出します。



① 建築年・分譲価格が分かっている場合

分譲価額は土地代に相当する「敷地利用権の価額」を含んでいるため、そのままでは建物の評価はできません。しかし消費税導入後に購入されたマンションについては、敷地利用権に消費税が課税されないことを利用して、次の算式により建物の価額を算出することができます。

（購入時の消費税額÷購入時の消費税率＋購入時の消費税額）×壁心基準：60% 上塗基準：40%×年次別指数＝新価

② 建築年・分譲価額が不明な場合

新築費単価法により簡易評価を行います。都道府県別の平均的な新築費単価と占有面積から、建物の価額を推定します。
新築費単価×占有面積÷高層建物（11階建以上）：0.75 中層：0.80×壁心基準：60% 上塗基準：40%×単価調整＝新価

（引受保険会社により多少の相違があります。）

カオリンから一言



春は転勤などに伴う引越しの多い季節です。ご登録の住所が変更されましたら、必ず変更のご連絡をお願い致します。

満期のお知らせなどの大切な案内が届かなくなっています。連絡先の電話番号につきましてもよろしくお願ひ致します。

日中忙しくなかなか電話を掛けられない方は是非メールをご活用下さい。

(info@ykawashima.co.jp)